

# 北東北地区大学高専交流会に関する協定書

持するものとする。

令和4年12月2日

弘前大学大学院理工学研究科、岩手大学理工学部、秋田大学大学院国際資源学研究科及び理工学研究科、八戸工業高等専門学校、一関工業高等専門学校並びに秋田工業高等専門学校（以下「協定校」という。）は、広く相互協力することにより、研究及び教育の推進に寄与することに鑑み、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、協定校が、研究及び教育の分野における相互協力を円滑かつ効果的に実施するにあたり、必要な基本的事項を定めるものである。

## （協力の確保）

第2条 協定校は、研究及び教育の分野に係る相互協力の重要性を認識し、相互に密接な協力を確保するものとする。

2 本協定の推進に係る事務は、協定校の事務部があたるものとする。

## （協力の方法）

第3条 協定校は、次に掲げる相互協力を実施するものとする。

- 一 情報交換
- 二 研究協力
- 三 研究設備の相互利用
- 四 人材交流
- 五 シンポジウム等の開催
- 六 その他研究及び教育に寄与する活動

## （協力の実施）

第4条 前条各号に掲げる相互協力を実施する際において、費用負担については、事前に協定校が協議するものとする。

## （期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までにいずれの当事者からも別段の意思表示がない場合は、同一の条件で3年間延長されるものとし、その後も同様とする。

## （協議）

第6条 この協定に定めのない事項については、協定校による協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書7通を作成し、協定校それぞれ1通を所

青森県弘前市文京町3

弘前大学大学院理工学研究科長

岡崎雅明

岩手県盛岡市上田4-3-5

岩手大学理工学部長

八代仁

秋田県秋田市手形学園町1番1号

秋田大学大学院国際資源学研究科長

藤井光

秋田県秋田市手形学園町1番1号

秋田大学大学院理工学研究科長

寺境光俊

青森県八戸市田面木字上野平16-1

八戸工業高等専門学校長

圓山重直

岩手県一関市萩荘字高梨

一関工業高等専門学校長

荒木信夫

秋田県秋田市飯島文京町1番1号

秋田工業高等専門学校長

植松康

植松康